

## 横浜市はまっ子ふれあいスクール事業要綱

### 1 目的

この事業は、児童の創造性、自主性、社会性などを養うため、児童が通い慣れている学校施設を利用して、異年齢児間の遊びを通じた交流および児童の安全で健やかな放課後の居場所づくりを促進し、もって児童の健全育成を図ることを目的とする。

### 2 運営主体

- (1) 小学校に設置する「はまっ子ふれあいスクール運営委員会」（以下「運営委員会」という）
- (2) 運営委員会の構成は、概ね次のとおりとする。
  - ア 当該小学校PTA代表者
  - イ 当該小学校長
  - ウ 地域の適任者
  - エ チーフパートナー
  - オ その他運営委員会が必要と認めた者

### 3 実施場所

小学校の多目的スペース、校庭、体育館などの施設を使用するとともに、近隣の公園など校外施設においても実施することができる。

### 4 対象児童

原則として、当該小学校に通学する1～6年生で希望する児童とする。

### 5 活動内容

児童の自主的な遊びを中心とした活動及び地域のボランティア等と連携した各種体験活動等とする。

### 6 実施日及び実施時間

実施日及び実施時間については、下記の表のとおりとする。

ただし、児童の安全性に係るような特別な事情または児童の参加状況を考慮し、これにより難しい場合は、横浜市と調整のうえ、当該運営委員会で実施日及び実施時間を変更できるものとする。

実施日	実施時間
平日	放課後～18時
土曜日	9時～18時 (年末年始、日曜、祝日を除く)
長期休業中	
学校休業日	

### 7 実施体制

- (1) 「はまっ子ふれあいスクール」は、チーフパートナー(事務局長)、アシスタントパートナーを配置して実施する。
- (2) チーフパートナーは、児童の健全育成に熱意と経験があり、学校教育・運営にも理解があると運営委員会が認める者を選任する。

## 8 経費

事業実施に係わる経費は、委託料によって賄う。ただし、特別な行事等によって生じた経費については、この限りでない。

## 9 保護者負担

はまっ子ふれあいスクールの活動に係わる経費は無料とする。ただし、傷害見舞金制度負担金、特別な教材及び行事のための飲食物代等については、この限りでない。

## 10 その他

この要綱に定めのない事項については、別にこども青少年局長が定めるところによる。

### 附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成14年5月1日から平成15年3月31日までの間、はまっ子ふれあいスクールに「チーフパートナー」に替えて「スタッフリーダー」を配置することができる。

3 「スタッフリーダー」を置くはまっ子ふれあいスクールにおいては、この要綱中「チーフパートナー」を「スタッフリーダー」に、「アシスタントパートナー」を「スタッフ」に読み替えるものとする。

### 附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(一部改正要綱の一部改正)

2 はまっ子ふれあいスクール事業要綱の一部改正要綱（平成11年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(一部改正要綱の一部改正)

2 この要綱は、別途定める「横浜市はまっ子ふれあいスクール事業補助実施要綱」の適用を受けるはまっ子ふれあいスクールには適用しない。

### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。